

令和6年度 札幌市社会福祉審議会

議 事 録

日 時：令和6年12月20日（金）午前10時開会
場 所：北海道経済センター 8階 Aホール

1. 開会

○事務局（足立総務課長）

皆様、本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度札幌市社会福祉審議会総会を開会いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務課長の足立と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 保健福祉局長挨拶

○事務局（足立総務課長）

まず初めに、保健福祉局長の栗崎からご挨拶申し上げます。

○栗崎保健福祉局長

皆様、おはようございます。

札幌市保健福祉局長の栗崎でございます。

本日は、年末のお忙しい中、また、お足元が悪い中を当本審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃から札幌市の保健福祉行政に多大なるお力添えをいただいておりますことを、心から感謝を申し上げたいと思います。

札幌市では、昨年12月に、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023を策定し、公表させていただきました。

戦略ビジョンにおいて、まちづくりの重要概念ということで、ユニバーサル（共生）、ウェルネス（健康）、スマート（快適・先端）の三つを位置づけまして、その実現に向けた取組ということで、中期計画に当たるアクションプランを策定いたしまして、今、各種関係施策を展開しているところでございます。

今申し上げました三つのうち、特にウェルネス（健康）につきましては、保健福祉局が主体となりまして、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、現在、様々な取組を進めているところであります。

また、ユニバーサル（共生）につきましても、保健福祉局の取組が重要な部分を占めておりまして、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、支え合う、多様性が強みとなる社会の実現のため、例えば、心のバリアフリーの普及にも力を入れているところでありまして、関係部局と連携して取組を進めているところであります。

本日の総会では、まず、令和5年度社会福祉審議会分科会の開催状況をご報告させていただき、その後、ユニバーサル（共生）に関連する項目となります昨

年度の総会でご説明を申し上げました（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定に向けた検討状況をご説明させていただきます。その後、ウェルネス（健康）に関連する項目といたしまして、健康寿命延伸に向けた高齢者施策についてご説明をさせていただきたいと考えております。

今後も、保健福祉の分野はますます重要性を増してくるものと考えておりますので、委員の皆様方には、高い見識、豊富な経験によりまして、本日、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びになりますけれども、皆様の今後ますますのご健勝、ご活躍、また、今年もあつという間ですけれども、残すところ10日ほどとなりました。少し早いですが、よいお年をお迎えいただくことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきますと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 本市職員紹介

○事務局（足立総務課長）

続きまして、保健福祉局長の栗崎のほか、本日出席しております本市職員を紹介いたします。

総務部長の東館でございます。

地域生活支援担当部長の向瀬でございます。

高齢保健福祉部長の西村でございます。

地域包括ケア推進担当部長の阿部でございます。

障がい保健福祉部長の成澤でございます。

そのほか、各所管課長も本日は出席しておりますが、時間の都合により紹介を割愛させていただきます。

4. 新任委員紹介

続きまして、昨年の総会以降に新たに委員になられた方がお一人いらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

お手元の名簿をご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますが、その場にご起立をお願いいたします。

札幌市社会福祉協議会会長の梶井祥子委員です。

以上1名の委員の交代がございました。よろしくお願いいたします。

5. 事務連絡

それでは、議事に入る前に、本日の審議会は、委員 34 名のうち 20 名のご出席をいただいております、出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市社会福祉審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。（遅参 1 名を含め最終的に 21 名）

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元にある資料を確認ください。

会議次第、それから、受付でお配りしました座席表、委員名簿、参考 1 として、札幌市社会福祉審議会条例、参考 2 として、札幌市社会福祉審議会運営規程、資料 1 として、令和 5 年度分科会の活動実績についての資料、資料 2 として、（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の関係資料、資料 3 として、健康寿命延伸に向けた高齢者施策の関係資料、以上の 8 点でございます。

全ての資料がお手元におそろいでしょうか。

それでは、議事につきましては、会議次第をご覧ください。

本日は、副委員長の選出の後、令和 5 年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、次に、昨年度のこの総会で検討状況をご報告しました（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について、最後に、健康寿命延伸に向けた高齢者施策についての 3 件をご説明させていただきます。

それでは、議事に入ります。

ここからは、池田委員長に進行をお願いいたします。

6. 議題等(1) 副委員長の選出について

○池田委員長

ただいまご紹介いただきました札幌市社会福祉審議会委員長の池田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の進行をさせていただきます。

それでは、初めに、副委員長の選出をいたします。

2 名いらっしゃいます副委員長のうち、社会福祉協議会の会長を務められていた福迫委員が令和 6 年 6 月をもちまして同協議会の会長を退任されまして、本審議会の委員及び副委員長も退任されております。

副委員長の選出につきましては、委員長の指名で決定させていただくこととなっておりますので、福迫会長の後任であり、先ほど紹介がありました市社協の梶井委員にお願いしたいと思います。

お引き受けいただけますでしょうか。

○梶井委員

お引き受けいたします。

○池田委員長

それでは、副委員長が決定いたしましたので、梶井委員、どうぞよろしくお願いいたします。副委員長席に移動をお願いいたします。

7. 議題等(2) 令和5年度社会福祉審議会分科会の開催状況について

○池田委員長

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

次に、令和5年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、担当部から報告を受けます。よろしくお願いいたします。

○事務局（東館総務部長）

令和5年度社会福祉審議会分科会の開催状況についてご報告させていただきます。

令和5年度は、六つの分科会のうち四つの分科会を開催しております。

お手元に配付の右上に資料1と記載のある資料に基づきまして、順にご説明させていただきたいと思います。

まず、社会福祉施設等整備審査専門分科会ですが、市内において第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備計画や事業予定者等の適格性について多角的に審査するためのものでございまして、国庫補助や本市の補助を受けようとする施設の創設、増築、大規模修繕等の整備計画等を審査対象としております。

所属委員は、各分科会の分科会長で構成しておりまして、浅香分科会長をはじめとする計5名となっております。

活動実績として、令和5年度は2回開催しております。

第1回は、令和5年6月20日に開催しまして、軽費老人ホームの大規模修繕の申請案件1件の計画につきまして、補助対象として採択することが適正と審査いたしております。

第2回は、令和5年12月22日に開催し、老人福祉施設及び障がい福祉施設の創設や改築の審査申請6件の計画につきまして、補助対象として採択することが適正と審査しております。

以上でございます。

次に、民生委員審査専門分科会及び地域福祉活動専門分科会につきまして、地域生活支援担当部長の向瀬よりご説明いたします。

○事務局（向瀬地域生活支援担当部長）

私から説明をさせていただきます。

まず、資料の２ページ目でございます。

令和５年度の民生委員審査専門分科会の開催状況につきまして報告させていただきます。

本分科会の所属委員でございますが、秦分科会長をはじめ計７名の委員で構成しておりまして、札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長からの諮問を受け、委員として適任かを審査し、市長へ答申を行っております。

本分科会の活動実績でございますが、資料にございますとおり、令和５年度は計３回開催しておりまして、市長から諮問された計１０２名について審査を行い、全員適任であると答申いただいているところでございます。

続きまして、資料の３ページの令和５年度地域福祉活動専門分科会の開催状況についてご報告させていただきます。

本分科会の所属委員でございますが、池田分科会長をはじめとし、計８名の委員で構成しております。

本分科会の活動実績でございますが、こちらも資料のとおり、令和５年度は１回開催しておりまして、福祉除雪事業の概要説明と現状等についての確認を行わせていただいております。

続きまして、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、障がい保健福祉部長の成澤よりご説明させていただきます。

○事務局（成澤障がい保健福祉部長）

資料につきまして、４ページをお開きください。

令和５年度の身体障害者福祉専門分科会審査部会の開催概要についてご報告をいたします。

まず、審議概要ですが、身体障害者福祉法第１５条に基づく医師の指定、これは身体障害者手帳の申請に必要な診断書、意見書を記載することができる医師の指定でございまして、社会福祉審議会の意見を聞くことが義務づけられております。

そして、身体障害者福祉法施行令第５条第１項に基づく障害程度の審査は、身体障害者手帳の申請があった者のその障がい法別表に掲げるものに該当しない場合、社会福祉審議会へ諮問することが義務づけられており、これらの審議を行っております。

次に、委員につきましては、部会長の平野医師をはじめ、６名の医師で構成されております。

次に、活動実績ですが、委員全員が一堂に会することが難しかったため、書面会議で２回開催しており、第１回目の審議結果は、医師の指定審査案件１３７件全て承認、障害程度の審査案件は、８件全てを非該当と判断しております。

そして、第２回目の審議結果は、医師の指定審査案件６３件全てを承認、障害程度の審査案件は、１０件全てを非該当と判断しております。

分科会の開催状況については以上でございます。

○梶井副委員長

皆様、お分かりのように、池田委員長は体調の関係で声が出しにくい状況でいらっしゃると思いますので、急遽、私がこれからの議事進行を引き取らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま四つの分科会の報告をしていただきました。

皆様から、ご質問、ご意見等はありませんか。お気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思います。

（「なし」と発言あり）

○梶井副委員長

各部門では、大変重要な事項について、それぞれご審議、検討いただいたところでございます。

それでは、皆様から特にご質問がございませんので、この議案については終了させていただきます。ありがとうございます。

８．議題等(3) （仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等について

それでは、引き続きまして、議題（３）の（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例の制定検討等についての審議に移ります。

担当部からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（松原調整担当課長）

改めまして、まちづくり政策局ユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は、このようなお時間を頂戴できますことに、心から感謝を申し上げます。

先ほどお話がありましたけれども、札幌市では、総合計画の第２次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）におきまして、多様性と包摂性のある都市を

目指すことを掲げて以降、今、全庁一丸となって共生社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

本日のテーマである（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例は、その取組の核となるものとして、現在、鋭意、検討作業を進めているところでございます。

本条例につきましては、昨年１１月に、別途、ユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、並行して様々な関係附属機関等にもお伺いしながら、その議論を進めているところでございます。

私からは、まず資料２－１で、条例の検討スケジュールなどをご説明させていただいた後に、資料２－２に基づきまして、条例素案の内容等についてご説明させていただきます。

本条例は、年齢、性別、国籍や民族などの違い、それから、障がいの有無などにかかわらず、誰もが互いにその個性を尊重され、能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会、この共生社会の実現に向けて制定作業を進めているものでございます。全ての市民が当事者であることを前提とした内容となっておりますので、本日もぜひ忌憚のないご意見をお聞かせ願えれば幸いです。

それではまず、資料２－１の１、全体スケジュールをご覧ください。

先ほどもお話しさせていただいたとおり、本条例につきましては、昨年１１月にユニバーサル推進検討委員会を設置して以降、その議論を本格化してきたところでございます。この検討委員会につきましては、これまで計５回の会議を開催しております。

条例の検討といたしましては、これと並行する形で、市民ワークショップを６月に、また、いわゆるパネル展でありますオープンハウスを８月、１１月に開催いたしましたほか、資料左下⑤番にありますとおり、福祉のまちづくり推進会議や男女共同参画審議会、それから、アイヌ施策推進委員会などの附属機関におきましても意見交換を重ねてきたところでございます。

そして、先月、１０月３１日から１１月２９日までの間は、市民等から広くご意見を頂戴する手段としていわゆるパブリックコメントを実施したところでございます。

今後も、本日の皆様からのご意見などを踏まえながら検討を進めまして、現在のところ、年明けの令和７年２月頃には市議会に条例案を提出したいと事務局では考えております。これを無事に可決いただければ、令和７年４月から施行となるというスケジュールを想定しているところでございます。

資料２－１についてのご説明は以上となります。

続きまして、資料２－２におきまして、具体的な条例素案の内容などについてご説明させていただきます。

まず、資料を1枚めくっていただいて、裏面にございます（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例（素案）の概要版をご覧ください。

社会福祉審議会の委員の皆様には、昨年11月に、一度、こちらにお邪魔させていただいた際、①条例制定の背景、②条例の制定目的につきましてはご説明させていただきましたので、本日はこれらの詳細説明は省略させていただきますが、資料左下の赤枠部分に記載のとおり、本市といたしましては、本条例の制定目的を、共生社会の実現に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、市・市民・事業者が一体となって共生社会の実現に向けた取組を進め、多様性と包摂性のある都市をつくることとしているところでございます。

札幌市といたしましては、本条例の制定によりまして、多様性と包摂性のある、誰もがつながり合う共生のまちをつくり、これを次世代に引き継いでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料右上の③条例素案の概要をご覧ください。

条例素案作成に当たりましては、基本的な考え方として4点整理しているところでございます。

まず1点目は、多様性を尊重したまちづくりでございます。

資料には記載がございませんけれども、人は皆、年齢、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティー、障がいや病気の有無、国籍、民族、言語、宗教、文化など、無数の多様な違いを抱えています。しかし、これらの違いに起因する個性や能力等に対する理解が十分ではないなどといった社会における様々な障壁によりまして、時には差別や偏見を向けられる場合もあるなど、日々の暮らしに生きづらさを感じている方々が多くいらっしゃる現状にあると認識しております。

また、近年における少子高齢化やグローバル化、価値観や生活様式の多様化なども踏まえますと、誰もが自分らしく暮らし、能力を発揮できるよう、こうした違いを尊重する多様性の尊重がこれまで以上に求められると考えております。

続きまして、2点目、包摂的なまちづくりでございます。

社会的障壁と呼ばれるものは、物理的、制度的、文化・情報面及び意識上のものなどがありますけれども、共生社会の実現に当たりましては、多様性を尊重することに加え、社会に存在する様々な障壁を取り除き、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるよう、生きづらさを社会全体で解決していくことが求められると考えています。

そして、3点目、市民・事業者との協働による共創です。

本条例の制定目的のところでも触れましたけれども、共生社会の実現に向けては、我々行政と市民・事業者が連携して協働しながら取組を進めていくことが

求められると考えているところでございます。

最後に、4点目、未来につながる取組の推進でございます。

共生社会の実現に向けましては、世代をまたぐ長期的かつ継続的な取組が求められると考えています。そこで、条例の検討過程のみならず、それ以降も、多世代による取組を進めまして、特に次世代を担う子どもや若者も参画しやすい取組を継続的かつ発展的に展開していく必要がある、そのように考えております。

以上4点の考え方を踏まえまして条例素案を作成しておりますが、ここで改めて条例の名称についてご説明をしたいと思います。

検討の当初、本条例につきましては、（仮称）共生社会推進条例と呼んでおりました。しかし、これまでの検討に際しまして、つながりを大事にしたいという議論が多くあったこと、その上で、こちらの四つの基本的な考え方のうち、最初の三つにつきましては、現在の社会を構成している立場の異なるそれぞれの方々が、いわば横でつながるというものであり、そして、最後の一つにつきましては、過去から現在、そして、未来、次世代へと時間軸をまたぐ、いわば縦につながるという考え方である、これらを受けまして、条例名につきましては、新たに、（仮称）札幌市誰もががつながり合う共生のまちづくり条例と名づけまして、依然として仮称でありますけれども、その検討を進めているところでございます。

続きまして、条例の内容のうち、主なものをかいつまんでご説明させていただきます。

まず、定義になります。

本条例における共生社会の定義につきましては、差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会としたいと考えています。

次に、その下、他の条例等との関係性でございます。

総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等は、この条例に定める事項との整合を図らなければならないことと規定したいと考えているところでございます。

また、続きまして、基本理念になります。

こちらは、先ほどご説明した基本的な考え方を踏まえまして、3点で整理しているところでございます。

まず、1点目が多様性尊重の観点ということで、誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること、2点目が包摂的なまちづくりの観点といたしまして、誰もが、互いにその違い等を理解し、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること、3点目が市民・事業者との協働の観点から、市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割

を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと、以上の３点を基本理念といたしまして、共生社会の実現に向けた取組は、これらを基本理念として推進されなければならない旨を規定したいと考えています。

また、市の責務といたしましては、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないことを定めるほか、市民及び事業者の役割といたしまして、市民・事業者は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めるとともに、市が実施する共生社会の実現に向けた施策に協力するよう努める旨を規定したいと考えています。

そして、基本的施策です。

市は、共生社会を実現するため、記載の①から⑥の六つの施策を実施するものと規定したいと考えています。

それから、推進体制の整備・財政上の措置といたしまして、市は、施策の推進体制を整備するほか、施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨を規定したいと考えています。

また、続きまして、附属機関といたしまして、新たに（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を設置しまして、外部有識者等による施策の効果検証などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、施行期日につきましては、先ほどご説明したとおり、来年の第１回定例市議会において提案、議決をいただければ、令和７年４月１日から施行したいと考えておりまして、これまで作業を進めてきたところでございます。

なお、資料２－２につきましては、概要版の後ろに本書版がついておりますけれども、本日は時間の都合もございますので、詳細の説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上、大変長くなりましたが、資料説明はこれで終了でございます。

なお、ホームページにおきましては、これまでに頂戴したご意見を可能な限り掲載し、公開しているところでございます。

これまでの検討に際しては、条例の内容はもちろん、その議論の進め方や、今後に向けて留意すべき事項等につきまして、幅広くご意見を頂戴しております。我々といたしましては、この検討期間そのものも条例の理念を共有する大切な時間、このように考えておりますので、本日も、条文そのものに限らず、幅広くご意見を頂戴できますと幸いです。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○梶井副委員長

（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例は、これから札幌市が共生社会、ユニバーサル社会に進んでいくためのよりどころとなる理念条例に

なるかと思います。その意味では、本審議会も大変深く関わるところでございますので、今、ご説明があったところですが、まだ仮称の段階でございますので、お気づきの点を忌憚なくご意見をいただければと思います。社会福祉としてここはもう少しこうしたほうがいいのか、もしくは、ここはいいというところもいただけますと、この条例ができて推進する上での後押しにもなりますので、例えば、名前が長過ぎるというところも含めまして、本当にどのような意見でも結構ですので、いただければと思います。

いかがでしょうか。

○村井委員

村井と申します。よろしくお願いします。

基本理念のところで、憲法で定められた基本的人権に関わって、きちんと示されているところがとてもいいと思いました。

私は、労働組合の代表としてここに出席している関係もあるのですが、労働差別が現実にあるわけです。ILOがディーセントワークを提唱して久しいのですが、そういったことについても念頭に置いたものになっていただければなと思います。

もう一点は、経済的弱者に対する差別も現実にあります。札幌市は、低所得者層の比率が結構高い都市でもありますので、そういったことが日常生活の中で現実に起きていると認識しておりますので、それらも念頭に置いたものをつくり上げていただければという要望です。

○梶井副委員長

誰もががというところで、今ご指摘をいただきましたようなディーセントワークの恩恵を受けていないような働き方をされている方、もしくは、経済的支援を必要としている弱者の方も含み得る理念になっているかどうかもう一度改めて検討していただきたいと思います。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

○片桐委員

小樽商科大学の片桐と申します。

内容は大変すばらしいので、ぜひ実施を進めていってほしいと思います。

私がお話ししたいのは、この表紙です。このイラストが極めてステレオタイプの家族像というのですか、祖父母がいて、若夫婦がいて、子どもが2人います。多様性を端的に表している図というよりは、むしろ、伝統的な家族を表しているように思われます。この中で、障がい者、高齢者、外国人、LGBTQ、ア

イヌ民族を表すのであれば、これがどこまで公に公表されるは分かりませんが、もしイラストを用いて小・中学生から分かりやすく啓蒙していくということであれば、端的に多様性を表すような様々な人物像をイラストに描いたほうがいいのではないかと思います。

○梶井副委員長

イラストは、子どもたちも見やすいようにというところでもございました。

ご指摘のように、多様性があるかという視点で見ると、従来の画一的な家族像みたいなところもございますので、そこら辺も今後検討していただきたいと思います。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

これは、なかなか大変な議論になっておりまして、パブリックコメントも多様な形で集まっていると聞いております。

ここがいいというところも含めて、事務局にエールを送れるようなことがございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浅香委員

浅香と申します。

ユニバーサル推進検討委員会の座長は梶井副委員長がずっと仕切っていて、内容も素晴らしいものになったのではないかと感じています。本当にお疲れさまでした。

3枚目に、今後、附属機関として（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会を設置するとありますけれども、これからどんどんこの条例を育てていかなければならないと感じています。

その中で、先般、ユニバーサル推進室長に何人でやっているのですかと聞いたら4.5人でやっていると言っていたのです。役所は、こういうものが出来上がると、逆に、担当が縮小されてしまいがちだと思うのです。ここは地方自治体ですけれども、これは国で言ったら各省庁にまたがる横断的な内閣府の役割みたいなものだとは私は感じています。最終ページには、今後やる主な基本的施策もたくさん書かれていますので、これを一つずつ一步一步実現するためには、行政サイドの強化を今後進めていただければありがたいと思っていました。

○梶井副委員長

この条例は、策定された後からがスタートになりますので、その後の推進、具体的運営が重要になってくるということだと思います。（仮称）札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり委員会をつくって、今後の効果も検証していくこと

が大事になってまいります。そういう市を挙げての横断的な取組になるというご意見をいただきました。事務局としては大変心強いご意見だと思います。

やはり、人数の強化も含めて、十分な体制で取り組んでいただきたいところです。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言あり)

○梶井副委員長

それでは、当審議会としては、今ご報告いただきました(仮称)札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例に関して了承する形で後押ししていくというところにまとめさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、議題(3)の質疑をこれで終了させていただきます。

9. 議題等(4) 健康寿命延伸に向けた高齢者施策について

次に、議題(4)の健康寿命延伸に向けた高齢者施策について、担当部からの説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(西村高齢保健福祉部長)

私から、健康寿命延伸に向けた高齢者施策についてご報告させていただきます。

お手元の資料3に沿っていきます。

この資料は、現在、パブリックコメントを実施している最中でございまして、区役所、公式ホームページを通してお配りしているものと同じものでございます。

パブリックコメントは、こちらの表紙にもありますとおり、12月16日から開始しております、来年1月20日までとなっています。ちょうど本総会の時期にも合ったということで、本日、ご報告させていただいているものでございます。

表紙の1段落目に文章がございしますが、札幌市では、令和5年11月、高齢者の健康寿命延伸に向けた取組を素案として公表し、敬老パスの見直しや財源問題、制度を支える世代の負担など、様々な市民の皆様から5,000件を超える意見を頂戴しました。

こうした市民から得られたご意見や、議会における様々な角度からの議論も踏まえて、論点がかなり出そろったことから素案を見直しまして、この資料の中

段に書いていますとおり、健康寿命延伸に向けた取組をより一層推進していく、敬老パス制度は一定の見直しを行った上で当面存続するということを柱とした健康寿命延伸に向けた取組の実施案として取りまとめたものでございます。

それでは、表紙を1枚おめくりください。

まず、左上1-1、1-2でございますが、健康寿命とは何かということを図で説明しているものでございます。札幌市の健康寿命につきましては、他都市や全国平均に比べると短く、健康寿命を延ばしていく必要性について示しているものでございます。

その下、1-3でございますが、介護保険や後期高齢者医療などを含む高齢者関係予算の推移でございます。

2013年時点では1,658億円でしたが、2023年には2,369億円、このまま行きますと、2040年には3,509億円と、1,850億円増える見込みが立っておりまして、この予算の増加分は保険料や税金で賄っていなければならないことになっていきます。

この資料の中で細く書いてあるのですが、先ほど申しましたとおり、他都市との比較ということで、健康寿命は男性が21都市中16位、女性も同じく21都市中16位、その下に書いてある要介護認定率も男性は16位、女性は14位と、札幌市はいずれも下位に位置しております。この健康寿命と要介護認定率に強い相関関係があることも明らかになっておりますので、札幌市としてはこの健康寿命を延ばしていくことが重要と考えていることをここで説明するものでございます。

右上の1-4をご覧ください。

このような状況を受けて、健康寿命延伸に向けた取組の一つとして、(仮称)健康アプリを導入することといたしました。

黄色のマーカーが入っていますが、対象は40歳以上の市民の方で、スマートフォンでアプリをダウンロードして事業に参加いただき、その下に書いていますが、健康管理、歩くこと、人と会うことにつながる活動に応じてポイントを獲得できる形にいたします。

たまったポイントにつきましては、65歳以上で敬老パスの交付を受けていない方については、電子マネーに交換して、JR、タクシーを含めた公共交通機関または買物などにご利用いただけます。40歳から64歳の方は、プレゼント抽選へご参加いただけることを説明しております。

右下の1-5でございます。

冒頭に説明いたしました素案の段階で寄せられた代表的なご意見を記載させていただいております。

敬老パスを一定程度見直しても残してほしいというご意見や、やはりアプリに

対する不安の声などをいただいております。また、負担を懸念する意見も寄せられておりまして、いただいた意見を踏まえ、誰もが安心して利用できる仕組みを検討しております。

次のページをご覧ください。

このページ以降が敬老パス制度についてのご説明となります。

資料左上 2-1 は敬老パスの概要でございまして、2-2 に制度開始時からの対象者の割合の推移やチャージ額の内訳を記載しております。

右上 2-3 をご覧いただきたいのですが、敬老パス事業費の一般財源分を 20 歳以上の人口で割り返した額を緑色の折れ線グラフで将来予測も含めて示しております。

この制度は、1975 年に開始した時点では、1 人当たり 149 円という税負担だったのですが、2000 年頃に 2,000 円を超えております。その当時、やはりこのままでは市の財政負担が過大となり、制度の持続が不可能ということもございまして、様々な議論を通して、2005 年に自己負担制を導入いたしました。そのため、1 人当たりの負担額は一時的に緩和したのですが、その後、やはり 2015 年以降から高齢者人口の増加及び、そのあたりぐらいから若者の人口が減っていくこともございまして、1 人当たりの負担額は再び増え始めています。2025 年には 3,000 円を超えて、このままいくと、2050 年には 4,000 円を超えるなど、将来にわたって負担が増え続ける見込みが記載されております。

次のページ、2-4 をご覧ください。

今までご説明した市民意見や、市民 1 人当たりの負担を踏まえまして、敬老パス制度を一定の見直しを行った上で当面存続することを記載しているものです。

見直しの実施時期は、令和 8 年 4 月としております。

見直しの内容でございしますが、対象年齢を 70 歳から 75 歳へ引上げ、これは国の法改正により定年年齢が 5 歳引き上げられることや、制度開始時から平均寿命も 10 歳程度上昇していることを踏まえたものでございます。

また、自己負担割合を 50% に引上げというものは、他都市の状況も参考にしつつ、子ども料金も半額であることなども勘案し、設定したものです。

また、チャージ上限額を 4 万円に変更というものは、利用されている多くの方が 4 万円以下の利用であることから設定したものとなっております。

これについては、令和 8 年 4 月から見直しを行うのですが、既に敬老パスをお持ちの方については、経過措置を取ることとしておりまして、その経過措置が右上に記載しているものになります。自己負担割合については、2026 年度から少しずつ引き上げ、チャージ上限額は 2027 年度から 1 万円ずつ徐々に引き下げ、2029 年をもって経過措置が終了するものとなっております。

資料下の２－６をご覧ください。

先ほどご説明した２０歳以上の人口１人当たり負担額、緑色のものですが、この見直しと経過措置を経た結果を赤色の点線の折れ線グラフのように見込んでおります。その結果として、２０３０年以降、２，０００円ぐらいまで市民１人当たりの負担を抑制することができます。この水準は、今ちょうど７０歳を超えている方々が現役時代に負担していたものとほぼ同額ということもございまして、その負担を、今、制度を支える世代にお願いするとともに、制度を利用する方々にも持続可能なものとする事への理解をお願いするものになっております。

次のページをご覧ください。

９月に市議会で今回の実施案を公表した後に、コールセンターを設けて様々なご意見を頂戴しております。その中で多く寄せられた意見４点を例として出しております。

左側がチャージ残高は令和８年度以降も使えるのだろうか、上限が減るのに合わせて使える額も減ってしまうのだろうかという主に今敬老パスを使っている方から令和８年４月以降に取り上げられるのではないかという質問がよく来ているものですから、そういったものではないことをお答えしております。

右側のＱ３は、両方の制度を使いたいというご意見もあったのですが、今ご説明させていただいたとおり、二つの制度の併用となると事業費が多く必要となつてさらなる見直しが必要になることを記載しております。

あとは、Ｑ４で、とはいえ、給付としての電子マネー等は使えないのですが、アプリ自体は使えますし、アプリ自体には健康管理、歩数記録など、いろいろ魅力的な機能も設けていくので、それはぜひ使っていただきたいと記載させていただいています。

もっといっぱい載せられればいいのですが、多かったものを載せております。

このような形で、ただいまパブリックコメントを実施しております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○梶井副委員長

ただいま、健康寿命延伸に向けた高齢者施策について、担当部局から説明を受けたところでございますけれども、こちらも市民の関心が大変高くなっております。

当審議会としましては、何かご質問、ご意見があれば承りたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○村井委員

まず一つは、財源問題について、当初はそれが理由ではないという受け止めがされるような説明がされていて、市民から財源問題をきちんと示してほしいという声に応えたことについては前進だなと思っています。

せんだっての厚生委員会である議員から指摘されたことがすごく大事だなと思ったのですけれども、これは予算ベースで推移を示していますが、実績ベースで経費の推移を示すべきだと思います。

それから、せんだっての市長と語ろうに私も参加させていただいたのですが、20代の若者が、私たちは高齢者のための負担が本当に重くのしかかっていると、若い人たちは賃金も上がらずに高い税金を払っているのだと、限られた財源の中で高齢者ばかりが優遇されるのは本当にいかななものかという趣旨で感情的にお話をされていました。

私の印象としては、その方はすごく感情的に言っていたので、冷静に話し合えばいいなと思ったのと、今回出された若者世代の負担が若者世代だけで支えているわけではないのに若者世代の負担部分を総数から割り算して1人当たり幾らという示し方は見せ方としてはいびつだなと思っています。

というのは、この間、政府が年金や医療費の問題を財源を下げるための理由として若者世代の負担ということを強調して、結果として世代間の対立が生まれたと僕は見ているのです。それに近いことが起きるような示し方はふさわしくないと 생각합니다。福祉の制度は、さっきの共生社会の成案ではないですけれども、みんなで支え合うものなので、支えていくのは当然なのに、さも負担感だけを強調するかのよう示し方はふさわしくないと 생각합니다。

例えば、お子さんたちの医療費といった若者世代に対する施策は、それでは、高齢者の方たちがどのくらい負担しているのかという話になってしまって、止まることのない対立的な議論になってしまいます。ですから、この出し方では市民が真摯に受け止めることのほうが無理があると思いますので、もう少し慎重に示していただきたいと思います。

あとは、皆さん、多くの方たちが反対の意向を示しているというのが市長の対話集会の中でも分かったと思いますが、何がそうさせるのかをもう少し立ち入って話を進めていただきたいと思います。

○梶井副委員長

2点あったかと思います。どちらも市民への示し方について、もう少し分かりやすく、なおかつ、多くの人から賛同を得られるような示し方があるのではないかとところが村井委員の発言のご趣旨だと承りました。

一つは、予算ベースではなくて実績ベースでの財源問題の示し方があるのではないか、もう一つは、世代によって負担割合をお出しいただいているわけです

けれども、その見せぶり、示し方によっては、対立という言葉がきついですけれども、世代間によって意見の違いがはっきり出過ぎてしまうということも見え隠れしておりますので、そういうところも含めて示し方の工夫が必要ではないかというご示唆をいただきました。

事務局から何かお答えはございませんか。

○事務局（西村高齢保健福祉部長）

まず、予算ベースと実績ベースというお話でございますが、二つありまして、一つは、敬老パスの予算は、今まで予算の大体95%執行ぐらいですので、あまり大きな違いは起きていませんでした。もう一つは、コロナ禍のときにかなり大きく数字に乖離がありました。我々全員を含めて移動がかなり制約されたことがあって、予算と決算の乖離が物すごく起きました。ですので、その部分をへこませてしまうと分かりづらいということもございました。

ただ、ふだんの年は大体95%の執行率ということで、それほど大きい乖離がないことも判断の一つになっているということもございます。

それから、若者のご意見、高齢者のご意見で、感情的にならずに冷静にということ、まさにそのとおりだと思っています。私の印象ですが、これまでいただいたご意見を見ていると、若い方々は優しいなと思いました。やはり、高齢者の方々にしっかりと楽しんで生きていただきたい、ただ、自分たちもちょっと大変なのだという意見が来ております。それから、高齢者の方々も若者に対して優しく、高齢者の数が増えているという事実は分かるし、自分たちもいろいろ困ることはあるけれども、歩み寄ればいいなというご意見も多数いただいております。

あの市長との対話のときですが、その後、ご本人がいろいろ話しているときはかなり冷静にお話しされていました。やはり、どうしてもああいう場でお話しになって、言葉が強くなってしまった、少し焦って話していた感がありました。実際、あのときも口調は少し強かったのですが、一方的に攻撃したかったというわけではなかったということはおっしゃっていただきましたので、そういう意味では、ああいう場で語ることの難しさ、なかなか慣れていないということもあったのかなと見ていたところであります。

それから、財源問題について、ある程度、適切に出さなければいけないということで、今回、20歳以上の市民1人当たりの負担額推移を出させていただいています。この数字は、当然、高齢者の方も含めた20歳以上の1人当たりの推移で、若い世代、例えば、生産年齢人口だけに限定して出しているわけではなくて、広く税負担を皆さんで行っていくものということをつくっているということが一つございます。

例えば、義務的経費みたいなものであれば、数が増えたら出すのが当たり前だろうと、そういう制度もある一方で、この敬老パス自体は、もともとの理念として、多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者敬愛という気持ちを世代間の贈り物みたいな形で出すということがスタートになっているものですので、そのときに一体どういう税負担をしていくべきかというものは一つの表現としてはあり得るのではないかとということで出させていただいております。

そういう意味では、委員がご指摘のとおり、誤解を与えるような表現になっているのであれば、我々もきちんと説明しなければいけないと考えているところでございます。

○梶井副委員長

皆様から、ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」と発言あり)

○梶井副委員長

本当につくづく思いますのは、この問題に関しても我々は経験したことがないような人口構造の大きな変動の中に今いるわけで、そういう少子高齢社会だからこそ直面している課題の一つのシンボリックな部分かなという感じもいたします。ぜひ世代間の違いを乗り越えて本当に共生していくところを目指していく、そのための高齢者健康寿命延伸という高齢者の施策であると思っているところでございます。

当審議会としても、これがうまく着地して、また新たな寛容性のある社会、札幌市になっていただきたいと思うところでございます。

それでは、ご丁寧な報告をいただき、ありがとうございます。

これで、この議題は終了させていただきます。

以上で、予定されておりました議案についての質疑応答等は終了いたしました。

10. 議題等(5) その他

全体を通して、何か言い忘れたことや、今気づいたことがございましたら、どうぞ忌憚なくお出しいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言あり)

○梶井副委員長

私も初めての参加で、これまでの雰囲気分からないまま議事進行を引き継がせていただきまして、皆さんもご意見をおっしゃりにくいところもあったのかなと思います。そこら辺はご容赦いただきたいと思います。

それでは、皆様から何もなければ、本日の議事は終了させていただきます。
ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

11. 閉会

○梶井副委員長

それでは、年末のお忙しいときにお集まりいただきまして、また、足元も大変な時期でございますので、お気をつけてお帰りいただければと思います。

そして、皆様、よいお年をお迎えいただければと思います。

それでは、本日の札幌市社会福祉審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上